

○総務省告示第百六十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百十六条第一項の規定において準用する同法第九十条第二項の規定により、基礎的電気通信役務支援機関として指定した社団法人電気通信事業者協会から名称の変更の届出があったので、同法第百十六条第一項の規定において準用する同法第九十条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日

総務大臣 新藤 義孝

一 基礎的電気通信役務支援機関の名称

変	更	後	変	更	前
		一般社団法人電気通信事業者協会			社団法人電気通信事業者協会

二 変更年月日

平成二十五年四月一日